なかに、かねてからの税制改革論者が[illegible]ことになった。収まっては噴き出す党内の造反に竹下幹事長らのモグラたたきは当分続きそうだ。

◇……………◇

衆院本会議場で
番目）、その横で

党議徹

「売上税

修正のための検討といった誤解を与える研究会はやめた方がいい」と発言。原田憲氏も「国会の審議が行われていれば（売上税について）論議もあるだろうが、これがないので勉強をしようということだ。単なる勉強会に過ぎない」

また、最大派閥研究会の会合については、講師役を務めた新井将敬氏（中曽根派）が竹下幹事長と会い、「選挙区へ帰ると、いろいろ聞かれるが、どう答えたらいいか分からないので、一年生の仲間が集まって勉強することになっ

に批判的な議員も少なくない。ところが、竹下幹事長サイドが事前に宮沢派幹部に通じて、代表の太田誠一氏（宮沢派）らに「修正論などは慎むように」と、注意していたこともあって、この日の会合では修正論は出ず、「党議決

価格転嫁のガイドラインを示す必要がある、との考えが大勢を占めた。通産省事務当局は、価格転嫁を容易にするため、①政府がPRをする②各団体で統一表示をする③独占禁止法を強力的に運用する……との意向を明らかにした。

「修正、一切考えぬ」

売上税別表示には柔軟

伊東政調会長

自民党の伊東政調会長は、二十六日、東京・内幸町の日本記者クラブで講演し、売上税法案について、「運用は実際やって、いろいろな問題点が出れば将来どうするか考える。一切、修正ということはいわないでやっていく」と語り、売上税導入前に修正する考えのないことを改めて強調した。

伊東政調会長は、先に売上税分の価格転嫁について独占禁止法の適用を強力的に行うよう党としても公正取引委員会に協力を求めていく意向を明らかにしているが、この日の講演でも、この点に言及、「価格表示の際、価格と税額を別々に表示することなどを業界で話し合ってもいいようにしたい」と述べた。

刑法改正など答申

法制審議会

法制審議会（法相の諮問機関）は二十六日、法務省で総会を開き、①特別養子制度の新設を中心とする養子制度見直しのための民法改正②国際テロや犯罪の国際化に適切に対応するための刑法改正③コンピューター関連犯罪に対処するための刑法改正――の三改正案を、それぞれ部会原案通りに決定し、遠藤要法相に答申した。来月中旬までに、それぞれ国会に提出される。

改正案を政府決定

建築基準法

政府は二十六日の事務次官会議で、都市の準防火地域で禁じられている木造三階建て住宅や高さ規制により現在は事実上建てることの出来ない大きな木造寺院や体育館の建築を、条件付きながら解禁するなど建築規制の緩和、変更を内容とする建築基準法改正案を決めた。二十七日の閣議決定を経て国会に提出する。

刑事・留置施設法案

今国会提出を断念

法務、警察の両省庁は二十六日、監獄法を全面改正する刑事施設法案（法務省所管）と留置施設法案（警察庁所管）の今国会への提出を断念した。

留置施設法案をめぐって警察庁と日本弁護士連合会との間で行われてきた意見交換会で、同法案の改正点について意見調整が進まないため警察庁が、同法案の今国会への提出を断念、これを受けて法務省も、同法案と関連している刑事施設法案の今国会提出を見送る方針を固めたものだ。

外国人弁護士受け入れ

日米政府が最終合意

日米経済摩擦の焦点のひとつになっていた外国弁護士の日本での業務自由化問題をめぐる日米両国政府間の協議が、二十六日、最終合意に達した。これを受けて法務省では、近く、「外国法事務弁護士特別措置法」の四月一日施行を政令で定め、来月初旬にも営業許可を求める外国弁護士が法相に提出する書類の予備審査を開始する。

"新宗政研"、来月下旬に発足

故玉置和郎氏が主宰していた自民党の派閥横断の政策集団「宗教政治研究会」（二月四日に解消）にかわる新しい組織として、国会議員のほかに宗教団体、企業関係者を加えた三者で構成する「宗教政治研究会」（宗政研）が三月下旬に発足することになった。

旧宗政研の会長代行、副会長をそれぞれ務めていた加藤武徳元自治相、山下徳夫総務庁長官が二十六日、旧宗政研顧問だった金丸信副総理と協議した結果、決まったもの。国会議員は旧宗政研メンバー三十人をさらに増やしていくとともに、企業については旧宗政研を資金面からバックアップしてきた企業約三百社を対象に参加を募る方針。宗教団体としては全日本仏教会などに参加を呼びかける。

民社中執役員決まる

民社党は二十六日、党大会で再任された塚本執行部として初の中央執行委員会を開き、各局長、委員長ポストを決めた。

病気を理由に辞意を表明していた藤井恒男選対委員長の後任に、田渕哲也参院議員が就任、空席だった国際局長に伊藤英成国際局長代行が昇格したほかは、小沢貞孝国会対策委員長、米沢隆政審会長などが留任した。

二十六日決まった党本部役

▽選対委員長 田渕哲也▽国際局長 伊藤英成▽外交委員長 関嘉彦▽市民団体対策委員長 田中慶秋▽学生対策委員長 玉置一弥（以上新任）

地方政界

福井県知事の社、共候補

社会党は二十六日の中央執行委員会で四月の統一地方選で福井県知事候補として、前副知事、栗田幸雄氏（57）（新）を推薦することを決めた。

共産党福井県委員会は二十六日、四月の知事選で党中央委員の[illegible]氏（[illegible]）を擁立することを決めた。

国会 26日【通過】資金運用部資金法改正案（参院へ）

ニュース・スポット

日ソ友好議連5月訪ソへ

超党派の国会議員で構成する日ソ友好議員連盟（会長・桜内義雄元外相）は二十六日、役員理事会を開き、五月十七日から同二十三日までの一週間、桜内氏を団長とする訪ソ代表団を派遣することを決めた。

訂正 二十三日付の日ソ友好議員連盟の訪ソ記事のなかで、「共産党を除く超党派議員団」とあるのは、誤りでした。

党首の動き 26日

土井社会党委員長 午前、党本部で三役会議。中央執行委員会。午後、国会内で代議士会。衆院本会議。議員会館で原一・[illegible]教授らと懇談。夜、都内のホテルで部落解放同盟のレセプション。

塚本民社党委員長 午前、国会内で国会対策委員会。党本部で中央執行委員会。午後、衆院本会議。議員会館で月刊誌のインタビュー。全国石炭協会の陳情。

不破共産党委員長 午前、党本部で常任幹部会。午後、衆院本会議。議員会館で本尾良・前日本婦人有権者同盟会長と懇談。

社説

なぜ法廷でメモがとれないか

東京地裁の法廷の入り口に「許可を受けないでメモをとったりしないこと」という掲示がある。

全国の裁判所にも同じ趣旨の掲示があるはずだ。それなら傍聴人がメモをとれるように、裁判所が許可しているかというと、許している裁判所があるとは聞いたことがない。

だが憲法は"開かれた裁判"を国民に約束している。この「裁判公開の原則」や「知る権利」について、裁判所自らはどう考えているのだろうか。

この[illegible]なテーマをめぐって、このほど、東京地裁で判決があった。日本の経済法を研究するため、脱税事件の法廷でメモをとろうとして禁じられたアメリカ人弁護士、ローレンス・レペタ氏が提訴したものである。

傍聴人のメモの権利という問題が、本格的な法律論議になったのは初めてである。うかつにもわが国の法律家が見逃していた問題だったようだ。

裁判長は法廷の秩序維持のために必要な措置をとれると、法律は定めている。裁判長の「法廷警察権」といわれている。写真撮影や録音と同じように、法廷でメモをとることも裁判長の許可が必要で、実際は報道関係者に許されているだけである。報道目的以外のレペタ氏のようなケースで、メモを申請しても許可になった例はない。

メモを禁止され続けたレペタ氏は、わが国の憲法が保障している「知る権利」と「裁判公開の原則」などを"武器"にして、一般傍聴人としてのメモの権利が奪われたと主張、国に賠償を求めた。

しかし、東京地裁は、レペタ氏の主張を全面的に退ける判決を言い渡した。

裁判所の判断は、①裁判の内容を知るためには、見たり聞いたりする五官の作用で十分であり、メモをとる権利までは含まれない②裁判の公開とは、裁判を自由に傍聴できるという制度を保障しただけであって、メモの権利まで認めたわけではない③傍聴人のメモ行為は、証人らに対し心理的動揺を与え、この結果公正で円滑な審理が妨げられる恐れがある――というものであった。

しかし、このような司法判断は、一般の人たちが持っている憲法感覚を正しく反映しているだろうか。疑問に思う。

そもそも裁判は公開の法廷で開かれ、証人は関係者の目の前で証言している。傍聴人のメモがことさら証人の心理に動揺を与えるだろうか。暴力団や過激派など一部の事件を除いては、公正な裁判や真実の発見を阻害するような影響は少ないと考える。

民主主義体制の中で、議会の公開、行政の情報の公開とともに、裁判の公開は極めて重要なことである。五官の作用だけでは、裁判の中身は正確に伝わらない。国会ではすでに傍聴人のメモを許可しており、役所の情報公開も少しずつ進んでいる。また欧米のほとんどの国では、メモは制限されていない。

憲法でいう「裁判公開の原則」は、密室裁判を防ごうとする単なる制度上の保障だけではない。裁判の公正な運用と、裁判に対する国民の監視をも保障したものではないのか。これが憲法学者の通説である。

裁判所は、これまでのような形式的な公開ではなく、メモをふくむ実質的な法廷の公開に踏み切るべきである。

"怖い病院"から"普通の病院"へ

精神衛生法の改正要綱が公衆衛生審議会に諮問され、同法は三十七年ぶりに、新しい考え方の下に姿を変える見通しとなった。

改正に当たって厚生省がとった姿勢は、精神障害者を特殊視した従来の考えを捨て、他の身体的な病気と同じように、「患者が必要な治療を、必要とする時に受けられる」状況を、いかにわが国で作るかにあったと思う。

この意味で、法律の名称を「精神保健法」と変え、目的に「精神障害者の社会復帰の促進」を明記したことは大きな変化である。現行法に色濃い「患者の社会的隔離」を中心とした姿勢の転換である。

具体的に、最も大きな変化は入院形態について「本人の同意に基づいて行われる」ことを原則とし、「任意入院」が盛り込まれたことである。これは、精神病院の姿を根本的に変えることになるだろう。

現在、わが国の精神病院の在院患者は約三十四万人だが、その八割が同意入院である。同意というから、本人のそれと思いがちだが、これは保護義務者の同意で済む。わが国の精神障害者の扱いが、事実上の強制入院だと国際的批判を受けた焦点は、ここにあった。

もちろん、患者の病状によっては、任意入院ですべてが済むはずもない。従来の同意入院を「医療保護入院」として残し、自傷他害の恐れのある患者の「措置入院」も継続されるが、いずれも指定医の診断の義務づけ、厚生大臣基準に基づく判定、入院期間の限定など、満たされなければならない条件がつけられている。

加えて、病院内での患者の行動制限の限定、入院患者の症状などについて病院が都道府県知事へ報告することの義務付け、患者や家族からの知事への申し立て権の確保など、患者の処遇に関する人権上の規定も盛り込まれている。

精神病院といえばこれまで、「強制的に入れられる」「一度入れられたら、出してもらえない」といった印象が一般に強い。つまり"恐ろしい病院"なのである。

これが、他の病気と同じ"普通の病院"のレベルに、今度の改正によってかなり近づくことが最も期待されるところである。先進各国からの批判にも、かなりの程度まで堪えうるのではないかと思う。

精神病院問題が、特に政治の場で議論される時、保安処分との関連が問題になることが少なくない。しかしこれも、精神病院が"普通の病院"になれば、患者が医療の目の届かない所に放置されることは、格段に少なくなるはずだ。新宿バス放火事件や日航機羽田沖墜落事件のような、"突然の暴発"は事前にかなりチェック出来ると、専門家はいう。

保安処分の問題は、わが国の精神医療の姿がこれから、どのように変わるかとの兼ね合いで議論して行くべきものだろう。

だが、法改正ですべてが変わると思うのは早計だ。医療関係者の意識を変え、国民の精神病に対する偏見を改めて行くきっかけにはなっても、それだけで十分とはいえない。患者の社会復帰の促進といっても、そのためには不可欠な病院と社会をつなぐ中間施設は、皆無といってよい状態なのである。

法改正は精神医療改善の端緒に過ぎない。

集英社 〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-10 発売中!

父女の人間像に新しい光をあてる!
田辺聖子
精神の自立

「運命の昭和」を描ききる全5冊!
三好徹
戦火の昭和史
父が倒れ、

フィッシングからハンティングへ!
開高健
15年来夢みた
キーナイ河へ行かされ続けたなった。そして

もう一人の私がお
"物"が豊かになったぶん、世の中が見え
自分という一人の人間を見つめ、人生という
集英社の新しい全集「信ずる心」。心の空洞化か
第2回配本(第5巻)4月17日発売
第3回配本 5月20日
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

甲第32